

ジュゴン訴訟報告

真喜志 好一（ジュゴン訴訟原告・環境ネットワーク世話人）

被告はラムズフェルド・米国でのジュゴン訴訟

米国時間 9 月 17 日午後 2 時から「ジュゴン訴訟」の結審があり、サンフランシスコの法廷に出かけました。沖縄から原告の東恩納琢磨氏と私、通訳の吉川秀樹さんの三名、大阪から和田重太、関根孝道両弁護士、沖縄から会議に渡米していた女性たちは滞在を延ばし、バーモント・ロースクール大学院に留学中の沖縄環境ネットワーク世話人・砂川かおりさんもサンフランシスコに滞在していて一緒に傍聴しました。

沖縄島の周りの海に、ジュゴンが生息していて、その数は 50 頭ほどと推測されている。辺野古の海上基地建設が計画されている海もジュゴンが餌の海草を食べている場所です。それで、ジュゴンを守る運動グループも複数あります。

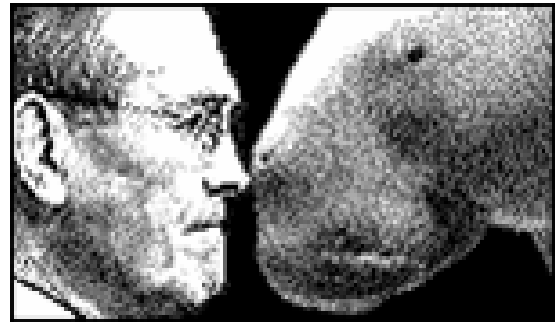
環境法律化連盟事務局長の籠橋隆明弁護士から「種の保存法」を使って、米国でジュゴンを原告にして提訴しようとの呼びかけがあったのは 2000 年より以前だったと思います。2001 年の「9・11」をはさんで難航していましたが、大きく前進したきっかけとして 2003 年 3 月、沖縄環境ネットワークが主催した「『軍事活動と環境』に関する国際ワークショップ」をあげることができるでしょう。

企画の一つとして、渡り鳥の飛来地であるマリアナ諸島の射爆演習を中止させる訴訟を勝利したピーター・ガルビン氏（米国の生物多様性センター）を招き、籠橋弁護士、サンゴ礁学者目崎茂和博士（南山大学教授）をパネリストに「米国の種の保存法とジュゴン保護」をテーマにシンポジウムを開きました。

その年の 8 月、ピーターさんのアレンジで日米の弁護士がサンフランシスコで会合をもち、9 月 25 日に提訴。被告はラムズフェルド国防長官と国防総省。原告は、ジュゴンを先頭にして、3 名の個人、辺野古の「命を守る会」などの 3 団体に環境法律家連盟、アメリカ側から生物多様性センターなど二つの団体。訴訟にかかる費用もアメリカの環境保護団体と弁護士たちに支えられての裁判です。

米国の「National Historic Preservation Act」（国家歴史保存法）に違反しているという訴訟です。この NHPA 法では、米国が国外で行う活動において、相手国の文化財保護法で保護されている物事については、相手国の法律を守らなければいけない、と定めているそうです。そして、米国が守らない場合は、誰でも米国を訴えることができる、とも定めているそうです。

ジュゴンは、日本の文化財保護法で天然記念物に指定されており、捕獲や生息環境を乱すことなどが禁じられています。辺野古の海上基地計画を米国が立案した証拠として国防総省の 1997 年運用構想を提出しました。この文書には、ジュゴンの保護政策について何の記載もありません。それで、「国家歴史保存法」にしたがって、米国政府はジュゴンへの悪



影響を回避するための方策を示せ、つまりは基地建設を断念せよ、と求める訴訟なのです。詳細は「自然の権利」のサイトを。<http://homepage3.nifty.com/sizennokenri/>

被告ラムズフェルドの答弁書と中間判決

2003年12月9付けラムズフェルド国防長官側から、主な理由として次の二つをあげて「門前払いせよ」との文書が裁判所に出されました。

ひとつは、辺野古の海上基地建設にはアメリカ政府は関与していない、との主張です。1972年5月15日の「施政権返還」以前は、沖縄で米国がみずから基地を建設し使用してきた。しかし施政権返還後は、日米地位協定にもとづいて日本政府が基地をつくり、米軍に提供することになった。したがって、辺野古の基地建設と米国は無関係だ、と。

二点目は、米国の国家歴史保存法では、日本の文化財保護法のように動植物の保護は規定しておらず、裁判になじまない、との主張でした。

前者の主張への反論として、日本政府が口を出すことができなかった1966年の米海兵隊独自の辺野古埋め立て飛行場建設計画図を証拠として提出しました。後者については、日本と米国の法律が、それぞれに建造物の保存から始まり、周辺環境、動植物まで保護の対象が広がっていったことを米国の法律学者が検証して意見書を裁判所に提出しました。

2005年3月2日、裁判長は「米国の辺野古海上基地建設への関与は明白であり、日米双方の法律は同じ趣旨であるので、ジュゴンへの影響について裁判を続ける」との嬉しい中間判決を出しました。

沿岸案に変わってもこのジュゴン訴訟を続ける必然があるか、との協議が2005年11月28日、原告、被告双方の弁護士と裁判長の間で行なわれた。さらにV字型案が発表された後も協議が進みました。

9月17日、「ジュゴン訴訟」の結審

提訴から4年、結審の法廷は、原告側サラ弁護士、被告側ショッケイ弁護士にパテロ裁判長が矢継ぎ早に質問するという緊張感にあふれた1時間半。閉廷後に、関根、和田両弁護士に聞くと、「辺野古海上基地建設について、米政府は日本政府との共同行為であることを初めて認めた。被告側は、日本政府の環境アセスを踏まえて被告は環境について考慮する、と主張している。それに対してジュゴン側は、日本のアセス制度は不十分だ。米国政府がアセスに積極的に関わる必要がある、と主張したが裁判長がどのような判断を下すかである。6ヶ月以内に判決がでるだろう。」とのことでした。

裁判の終了後に、ピーターさんの案内で、サンフランシスコ近郊で閉鎖された陸軍基地の跡地利用を視察。さらにサンフランシスコ在住の活動家、ソウル・ブルームさんの案内で、サンフランシスコの軍港が、放射能やPCBで汚染されておりその除去作業で閉鎖後20年経ってもまだ使われていない現場を見ました。

また、サンディエゴ近郊にある米海兵隊・ミラマー飛行場の騒音対策担当者に会い、基地内も入り資料を収集してきました。そこには2000年の環境NGOサミットに参加したジムさんと砂川かおりさんが同行し、有意義で楽しい二日間でした。沖縄環境ネットワークつながりで米国で4名の方にお世話になりました。報告はまた別に・・

日米の弁護士とNGOに支えられての訴訟。関係者の献身にジュゴンの代わりにお礼を申し上げます。